

松川町定例農業委員会議事録 第9回(12月)

1 開催日時 令和5年12月22日(金) 13:00 ~ 14:40

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員	2番 大場 健彦	3番 米山 広敏	4番 大澤 政弘
	5番 佐々木 孝子	6番 牛久保 守	7番 米山 孝広
	8番 齊藤 和勇	9番 古谷 はるみ	10番 大島 理可
	11番 下澤 隆治	12番 竹村 浩子	13番 大場 武吉
	14番 池田 毅	16番 松下 守	

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 佐々木 静香 主査 北原 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 -佐々木係長 開会-

(2) 会長挨拶 -松下(敏) 会長挨拶-

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 10番 大島 理可 委員 11番 下澤 隆治 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 3,056㎡ 畑 所有権移転

○事務局説明

前回保留となっており、今回改めて審議をするものでございます。南方会所から 600m 南へいった所です。譲受人は、2 年ほど前からこの場所を借りて山羊を飼育しています。山羊を通じて色々な人の交流の場としたい意向があります。また、一角で桃の栽培を行いたく、苗を購入して植えました。自分自身でやりたい意向は強いが、桃の栽培については、作業委託を行います。また将来的に、借受者が作業委託者が就農出来るようになったら、中間管理事業を介して、土地の貸し借りをを行い農業を続けていく予定です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。では議案番号 1 について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて 2 番をお願いします。

○事務局説明

2 番 生田 2 筆 1,608 m² 田・畑 所有権移転

○池田委員説明

譲渡人は耕作する事が出来ず、草刈り等の管理をしつつ、長年農地の借り手を探していました。譲受人は、もうすぐ定年になるので、農地を多少増やして農業をやりたいという意向があり、その話を譲渡人にしたところ、意見が合致し、今回の申請となりました。譲受人も譲渡人もよく知っており、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて 3 番をお願いします。

○事務局説明

3 番 大島 1 筆 248 m² 畑 所有権

○大場（武）委員説明

譲受人の自宅裏にあります。譲受人と譲渡人は、親戚関係にあります。以前から譲受人がこの土地で耕作をしており、今後も畑として耕作する予定でいます。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 2筆 1,346㎡ 畑・田 所有権

○竹村委員説明

鶴部神社から400m東側にいったところにあります。譲渡人は高齢になり、家と農地を手放したいとの意向がありました。申請地の農地と農地の間には譲受人の自宅があります。譲受人は新規就農者であり、桃を栽培し農業を続けていきたいと考えています。現地も確認し、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 62㎡ 畑 所有権移転 駐車場進入路

○大場（健）委員説明

農協の信号から南へ30m程度進んだところにあります。前回、買受適格証明の申請があった2者のうちの1つが落札し、今回の申請に至ります。周辺宅地も含めてまとめて競売にかかったところであり、やむを得ないと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。では議案番号1について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 3筆 2,317㎡ 田 所有権移転 太陽光発電

○米山（広）委員説明

新井南部自治会所のすぐ西側になります。もともとの土地所有者は地元に住んでおり耕作をしていましたが、お亡くなりになり、現在の譲渡人が相続をしました。暫くは、借り手があり、野菜を作っていましたが、田んぼをしていたところであり、耕作に向かず、借り手がいなくなりました。その後譲渡人が草刈り等の管理をしていましたが、高齢になり難しくなっていたところ、今回の太陽光発電の話があり、申請に至ります。太陽光発電という事で、町のガイドラインに沿って、地元説明会や検査等もおこなっており特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○佐々木委員

耕作出来ないからいきなり太陽光発電という事ではなくて、その前に相談はなかったのでしょうか。

○米山（広）委員

譲渡人が、周辺の人をあたりましたが、自分の農地で精一杯との事で今回の申請に至っています。

○事務局

過去に、みらいや農業委員会事務局への相談の記録は残っておりません。

○会長

その他、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○古谷委員

町としても久しぶりの太陽光発電の申請になるかと思います。転用後の草刈り等の維持管理はどのような状況でしょうか。

○米山（広）委員

年に2、3回は、譲受人（事業者）が草刈り等の維持管理を行うという事で説明を受けています。

○事務局

町のガイドラインに沿って、新井南部及び弥久司自治会へ地元説明会を行っています。肯定的な意見が多く、自分もいつなるか分からない・荒らしてしまうよりは良いのではという意見が多かった印象です。また、数名ですが太陽光発電は相応しくないとの意見もありました。また、デシベル（電磁波）への質問については、後日書面で回答があったとの事です。維持管理については、雨水排水については、付近に井水があるので、そこに流入しないように配慮をした設計となっています。

○会長

その他、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○佐々木委員

委員になって始めて太陽光発電の申請があり、町の条例やガイドラインがあるのかと思うが、知らないで資料を提示してほしい。→後ほど提示。

○会長

先日新聞で見ましたが、長野県で太陽光のガイドラインの見直しを行い、喬木村は村独自のガイドラインをやめ、県に沿った形にしたようです。松川町もそういったガイドラインを示

せると良いのではないかと思います。

また、委員の皆さんに提案であります。数年前太陽光発電の話があった際、堤原自治会は、景観を損ねないようにと、太陽光の周りに樹木を植えるよう業者に提案をしたそうです。その提案が通り、今に至るようです。そのような提案をするのも良いかもしれません。

○会長

その他、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

農地転用をして、この後どのような地目に変更されるのでしょうか。

○事務局

雑種地となります。

○会長

その他、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【賛成多数挙手】

○会長

大多數の賛成です。許可相当と認めます。続いて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 865㎡ 畑 所有権移転 自動車工場敷地

○齊藤委員説明

申請地は、譲受人の工場敷地の裏手です。親子3代で事業継続をしております。現在のスペースでは手狭になる為、事業拡大を図る目的です。用途は、お客様の駐車場、車検等で預かった車置場です。雨水は地下浸透であり、また当該農地の周りは全て譲渡人の農地となっています。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 49 件）

所有権移転（ 5 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

（5）協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

- ・農業委員会・議会総務産業建設委員会・認定農業者との意見交換会について[資料 No. 1]
- ・農業委員会への相談案件について[資料 No. 2]

（6）営農支援センターから

- ・令和5年気象表（向こう3か月）
- ・令和5年度 全国優良経営体表彰受賞者について
「なかひら農場」～6次産業化部門にて農林水産大臣賞受賞～

（7）閉会 ー佐々木係長 閉会ー

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

10 番

大島 理可



11 番

下澤 隆治

